

熊本市公共交通基本条例

平成25年3月27日

条例第20号

公共交通は、市民の日常生活における重要な移動手段であり、地域経済を発展させるなど、豊かな地域社会の形成のために不可欠なものである。

近年、個人の生活様式の多様化と集客施設の郊外化が進み、自家用自動車への依存が高まってきたこと、人口減少社会が到来したこと等により、公共交通の利用者は年々減少している。その結果、公共交通事業者の経営悪化を招き、公共交通の路線の廃止や減便といったサービスの縮小が行われ、更に公共交通の利用者が減少するという状況に至っている。

その一方で、少子高齢化の進展、移動手段を持たない高齢者の増加、障害者等の社会参加、環境負荷の低減に向けた意識の高まり等により、公共交通の重要性がますます高まっている。

このような状況において、公共交通を基軸とした多核連携のまちづくりを推進するとともに、環境にも配慮し自家用自動車から公共交通への転換を進め、公共交通により円滑に移動することが可能な地域社会を実現することが求められており、公共交通を利用する者はもとより、地域社会全体で公共交通を支えていくことが必要となっている。

ここに、市民は日常生活及び社会生活を営むために必要な移動をする権利を有するとの理念を尊重し、市民及び事業者の参画と協働の下、公共交通の維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民、事業者及び公共交通事業者の責務、公共交通の維持及び充実に関する施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、公共交通の維持及び充実を図るための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共交通により円滑に移動することが可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

ろによる。

- (1) 公共交通 市民の日常生活及び社会生活における移動手段として利用される公共交通機関（各公共交通機関相互の関係を含む。）をいう。
- (2) 市民 本市の区域内に住所を有する者及び本市の区域内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（次号に掲げるものを除く。）をいう。
- (4) 公共交通事業者 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者
 - イ 道路運送法第8条第4項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者
 - ウ 軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
 - エ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者
- (5) 停留所等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の停留所（自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。）に設置されるものを除く。）及び当該一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車に乗降することが可能な場所
 - イ 路面電車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第13号に規定する路面電車をいう。）の停留場
 - ウ 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する駅
- (6) 公共交通空白地域 停留所等からの距離が1,000メートル以上離れた地域をいう。
- (7) 公共交通不便地域 公共交通空白地域以外の地域であって、停留所等からの距離が500メートル以上離れたものをいう。
- (8) 公共交通準不便地域 公共交通空白地域又は公共交通不便地域以外の地域であって、地形、地域の特性、公共交通の運行状況その他の特別の事情により公共交通不便地域と同様の状況にあると市長が認めるものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、公共交通の維持及び充実のため、市民及び事業者並びに公共交通事業者の参画と協働の下総合的な施策を立案し、実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、当該施策に関する市民、事業者、公共交通事業者及び周辺市町村、公共交通事業者が組織する団体その他の関係機関(以下「関係機関」という。)の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

3 市は、公共交通の維持及び充実に関する市民意識の啓発に努めなければならない。
(公共交通事業者の責務)

第4条 公共交通事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

(1) 公共交通事業者としての社会的な役割を自覚し、公共交通の利便性を向上させるとともに、市が実施する施策に協力すること。

(2) 公共交通の利便性の向上に関する情報を、市民及び事業者に対して積極的に提供すること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

(1) 公共交通に対する理解と関心を深め、市が実施する施策に協力すること。

(2) 事業活動を行うに当たり、できる限り公共交通を利用すること。

(市民の責務)

第6条 市民は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

(1) 公共交通に対する理解と関心を深め、公共交通の担い手のひとりであることを自覚し、市が実施する施策に協力すること。

(2) 日常生活において、過度に自家用自動車(以下「自家用車」という。)に依存せず、公共交通を積極的に利用すること。

(公共交通ネットワークの強化)

第7条 市は、公共交通事業者とともに、公共交通を基軸とした多核連携のまちづくりの実現に向け、国、県及び関係機関と協力しながら、次に掲げる事項を推進するものとする。

(1) 基幹となる公共交通の輸送力の増強、速達性の向上及び定時性の確保

(2) 分かりやすく効率的なバス路線網の構築

(3) 基幹となる公共交通を中心とした公共交通機関相互の有機かつ効率的な連

携

(公共交通の利用の促進)

第8条 市は、自家用車から公共交通への移動手段の転換を促進するため、公共交通の走行環境及び利用環境の改善その他公共交通の利便性の向上に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、公共交通の利用を促進するため、国、県、公共交通事業者及び関係機関と協力し、公共交通相互の乗継ぎ及び公共交通と自家用車、自転車等との乗継ぎの利便性の向上など、必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、事業者及び公共交通事業者が行う公共交通の利用の促進に向けた取組に対し、積極的に協力するものとする。

(公共交通空白地域等への対応)

第9条 市は、公共交通空白地域において、当該公共交通空白地域に居住する住民が組織する団体及び公共交通事業者と協働して、公共交通による移動手段の確保のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、公共交通不便地域及び公共交通準不便地域において当該公共交通不便地域及び公共交通準不便地域に居住する住民が組織する団体が行う公共交通による移動手段の確保に向けた取組を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(市民からの提案等)

第10条 市長は、市民からの公共交通の維持及び充実に関する提案について総合的に検討し、これを適切に市の施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(周辺市町村との連携及び国等への要請)

第11条 市長は、公共交通の維持及び充実に関する施策を実施する上で必要があると認めるときは、周辺市町村と連携を図るとともに、国、県及び公共交通事業者が組織する団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(公共交通事業者等への支援)

第12条 市は、公共交通の維持及び充実に関する施策を実施する上で必要があると認めるときは、公共交通事業者、公共交通事業者が組織する団体等に対し、技術的及び財政的支援に努めるものとする。

(熊本市公共交通協議会)

第13条 利便性の高い公共交通を実現するための諸課題及び施策について協議するため、市長の附属機関として、熊本市公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

熊本市公共交通協議会規則

平成25年3月29日

規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市公共交通基本条例（平成25年条例第20号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づき、熊本市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 公共交通ネットワークの強化に関すること。
- (2) 公共交通の利用の促進に関すること。
- (3) 公共交通空白地域等への対応に関すること。
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利便性の高い公共交通を実現するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 公共交通事業者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議における協議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について協議等を行うとき又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

2 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(専門部会)

第8条 協議会は、会長が必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に係る専門的な事項を調査研究するための専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、専門部会の会務を総理するとともに、協議の結果について協議会に報告するものとする。

5 第6条の規定は、専門部会の会議に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市建設局交通政策総室において行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（平成25年条例第 号）による改正前の熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条の規定により設置された熊本市公共交通協議会の委員である者（以下「旧熊本市公共交通協議会委員」という。）は、この規則の施行の日に、第3条第2項の規定により、協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の最初の任期は、第5条の規定にかかわらず、同日における旧熊本市公共交通協議会委員の残任期間と同一の期間とする。

3 この規則は、公布の日から施行する。

4 この規則による改正後の熊本市公共交通協議会規則第4条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成27年10月31日までの間に委嘱される委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

熊本市公共交通協議会傍聴要領

制定 平成24年5月9日交通政策総室長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市公共交通協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 熊本市公共交通協議会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年5月9日から施行する。